

平成 24 年 7 月 31 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
三井住友信託銀行株式会社

証券取引等監視委員会による勧告事案において発生した利益相当額の寄付について

平成 24 年 6 月 8 日付にて公表した「証券取引等監視委員会による勧告事案に関する第三者委員会の報告等について」の別紙2「再発防止策等について」に記載した方針に従い、本年 3 月 21 日及び5月 29 日の勧告の対象となった取引により、旧中央三井アセット信託銀行株式会社が運用を行っていたファンドにおいて発生した利益相当額(総額 金 4,303 万円)の一部を三井住友信託銀行株式会社が、一般社団法人信託協会及び公益社団法人日本証券アナリスト協会へ本日付にて下記の通り寄付いたしましたことをお知らせいたします。

なお、残額につきましても、市場規律の維持・向上に資する活動を推進する団体への寄付を検討しております。

記

<寄付先の事業目的及び寄付金額>

1. 一般社団法人信託協会

(事業目的) 信託制度の発達を図り公共の利益を増進すること

(寄付金額) 金 2,000 万円

2. 公益社団法人日本証券アナリスト協会

(事業目的) 証券分析技術の向上、普及及び証券分析業務に従事する者の育成並びに証券分析に関する資料及び情報の収集、普及を図ることにより、証券の円滑な流通の確保及び公正な価格形成と証券投資の健全化並びに個人投資家の資本市場参加促進に資し、もって日本経済の発展に寄与すること

(寄付金額) 金 203 万円

以上